

# 議会議員の報酬と常勤特別職の給料の額を改正

9月定例会で議決 平成16年4月1日から施行

**田** 原市では、合併に伴い多くの  
 条例改正が必要となり、その  
 改正案などを9月議会に提案し、議  
 会の議決をいただきました。その中  
 で、議会議員の報酬および常勤職員  
 （市長・助役・収入役）の給料につ  
 いても改正されましたので、その内  
 容についてお知らせします。

## 田原市と他市との比較

田原市は、行政区域の拡大、企業  
 進出などによる人口と行政需要の増  
 大など、県下の他市と比較しても特  
 殊な状況に置かれ、そのため、地方  
 自治の最高議決機関、執行機関の責  
 任者である議会議員および常勤特別  
 職の責務は極めて重大であり、多様  
 化する住民ニーズに応えるためにも  
 積極的な活動が期待されています。

一方、その田原市における議会議  
 員の現行報酬額および常勤特別職の  
 現行給料額は、田原町時代の平成8  
 年4月1日の改正・施行以来、8年  
 近くにわたり据え置きとなっていま  
 した。このため、一般職との年間給  
 与の比較、また10万人未満の市との

比較においても、大幅に下回ってい  
 たというのが実態でした。

## 報酬審議会の答申を尊重

こうした状況を踏まえ、議会議員  
 の現行報酬額および常勤特別職の現  
 行給料月額が、田原市としての職務  
 と職責、さらに他の団体との比較に  
 おいて適切な額であるかどうかを審  
 議していただくため、特別職報酬等  
 審議会条例第2条の規定に基づき、

報酬審議会の審議結果表（月額）

区分	現行額	改正額	伸率
市議会議長	380千円	450千円	18.4%
副議長	300千円	360千円	20.0%
常任・議会運営委員長	285千円	340千円	19.3%
市議会議員	270千円	320千円	18.5%
市長	840千円	930千円	10.7%
助役	690千円	760千円	10.1%
収入役	640千円	710千円	10.9%
教育長	590千円	650千円	10.2%

各種団体の代表者から委員7名の方  
 を委嘱し意見を求めたところ、8月  
 14日に答申がありました。この答申  
 を尊重して、議会議員の報酬および  
 常勤職員の給料を改正するため、必  
 要な条例の改正案を9月議会に提案  
 し、議会の議決をいただいたもので  
 す。また、教育長の給料についても、  
 常勤特別職と同じく8年近くにわた  
 り据え置かれておりましたので、今  
 回、常勤特別職の給料改正に併せて  
 改正しました。

## その他の報酬額について

なお、議会議員を除く非常勤特別  
 職の現行報酬額は、選挙長報酬など  
 の選挙関係と、学校医・学校歯科医・  
 学校薬剤師などの医師関係の報酬を  
 除き、8年近くにわたり据え置かれ  
 ています。このため、物価の上昇  
 や賃金の伸び、一般職の給与体系、  
 さらに、市議会議員の報酬および  
 常勤特別職の給料改定など、さまざ  
 まな情勢を踏まえ、総合的に検討し  
 た結果、改正するもので、平均で約  
 5%アップとなっています。

また執行機関の行政委員会の方  
 ち、選挙管理委員会委員および固定  
 資産評価審査委員会委員を除き、定  
 例的に委員会を開催するような教育  
 委員会委員や監査委員、農業委員会  
 委員は、これまでの日額報酬から月  
 額報酬に改正し、併せて委員長など  
 の報酬額を新設しました。

県下10万人未満の17市  
 議員・三役等の報酬および給料の平均と比較（月額）

区分	議長	副議長	議員	市長	助役	収入役	教育長
平均	524千円	469千円	438千円	953千円	804千円	736千円	704千円
田原市	450千円	360千円	320千円	930千円	760千円	710千円	650千円

金額は千円未満を切り捨て。

総務課 ☎ 23局3504